

みんなので築く国民年金

平成28年度の国民年金保険料は月額1万6260円

28年度(4月～来年3月)の保険料は、月70円引き上げられ、月額1万6260円です。

保険料は、金融機関、郵便局、コンビニエンスストア(一部を除く)などで納付できます。市役所、東部出張所では納付できませんので、ご注意ください。

納付書は、4月上旬に日本年金機構から送付されます。

27年度保険料の納め忘れはありませんか

27年度分の保険料の納め忘れがないか、もう一度納付書を確認してください。

納付期間が不足すると、将来受け取る年金額が減少したり、年金を受け取れなくなったりする場合があります。

また、障害のある状態になったときに受け取れる障害基礎年金や、死亡したときに遺族が受

け取れる遺族基礎年金も受け取れなくなる場合がありますので、ご注意ください。

☆詳しくは、立川年金事務所 ☎042-523-0352へ。

経済的な理由で納付が困難な方は免除・猶予の申請を

経済的な理由で納付が困難な方には、保険料の納付(全部または一部)が免除される制度や猶予される制度があります(配偶者、世帯主所得など要件あり)。

◇申請 年金手帳、印鑑、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証(お持ちの方)を持って、市役所年金係または東部出張所へ。

☆詳しくは、市役所年金係へ。

学生で納付が困難な方は学生納付特例制度の申請を

学生も20歳になったら国民年金に加入し、保険料を納めなければなりません。

しかし、収入が少なく納付が困難な方には、納付が猶予される学生納付特例制度があります(要件あり)。

◇申請 学生証、印鑑、年金手帳(お持ちの方)を持って、市役所年金係または東部出張所へ。

※28年度分(4月～来年3月)の申請は4月1日から受け付けます。

※現在承認を受けている方が、引き続き28年度分の納付特例を希望する場合も、4月以降に申請が必要です。日本年金機構から申請のためのながきが送付された方は、記入し投函すれば申請が完了します。

☆詳しくは、市役所年金係へ。

免除・猶予期間の保険料を追納すると受給額が減りません

保険料の免除(全部または一部)、若年猶予、学生納付特例制度の承認を受けた方は、保険料を全額納めた方と比べて、将来

受け取れる年金額が少なくなります。

ただし、免除・猶予期間から10年以内であれば、あとから保険料を納付(追納)することで、通常の額を受け取ることができ

ます。

この場合、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して、2年度以内であれば、当時の保険料額のまま納付できます。3年度目からは、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。追納を希望する方は、立川年金事務所へ申し込んでください。

☆詳しくは、立川年金事務所 ☎042-523-0352へ。

60歳未満で退職した方は国民年金の手続きを

厚生年金に加入している会社員や公務員などが、20歳以上60歳未満で退職したときは、国民年金へ加入する手続きが必要です。

また、退職した方に扶養されていた配偶者は、第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続きが必要です。

◇申請 退職日の分かる証明書(雇用保険被保険者離職票など)、印鑑、年金手帳を持って、市役所年金係または東部出張所へ

※退職後、厚生年金に加入している配偶者(第2号被保険者)に扶養される方は、配偶者の勤務先で第3号被保険者への変更手続きをしてください。

☆詳しくは、市役所年金係へ。

忘れずに手続きしましょう！



用語説明

- *第1号被保険者 Ⅱ 自営業、学生、アルバイト、無職の方など
- *第2号被保険者 Ⅱ 会社員や公務員などで、厚生年金に加入している方
- *第3号被保険者 Ⅱ 第2号被保険者に扶養されている配偶者